

第2期埼玉県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

令和5年12月現在における埼玉県全63市町村（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町）の行政区域とする。面積は約37万9千haである。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園、県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国定公園等は、本区域には存在しない。

※地図は別紙1、別紙2

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本県は、関東平野の中央に位置し、平地が3分の2以上を占める。気候は温暖で台風や地震などの自然災害は全国的に見ても少ない。

県東部は全体的に平地で利根川の支流である江戸川と中川が流れるほか、多くの支流が流れる。利根川と荒川に挟まれた地域に大宮台地が広がっている。県中部は荒川とその支流である入間川などが流れ、荒川から西にかけて武蔵野台地、入間台地、狭山丘陵、比企丘陵などが広がり、徐々に標高が高くなる。県西部は関東山地が広がり、秩父山地に囲まれた地域に秩父盆地がある。

【インフラの整備状況】

本県の鉄道は、東北・上越・北海道・山形・秋田・北陸の6つの新幹線が走り、大宮駅を起点に東日本の主要都市と結ばれている。

高速道路は、南北方向に関越自動車道（関越道）、東北縦貫自動車道（東北道）、常磐自動車道（常磐道）、首都高速道路埼玉大宮線（首都高大宮線）、東西方向にはそれらをつなぐ首都圏中央連絡自動車道（圏央道）と東京外かく環状道路（外環道）が通っている。平成29年2月に圏央道の茨城県区間が開通したため、高速道路等を利用すれば、本県から関東の県庁所在地までは、2時間以内でアクセス可能であるなど、東日本随一の交通の要衝である。また、一般道路は南北方面に国道4号、同17号、同122号、同254号、東西方面に国道16号、同298号など高規格道路が充実し、移動は極めてスムーズである。

【産業構造】

本県の県内総生産は、約22兆9,226億円で全国第5位である（県民経済計算 令和2年度：名目）。県内総生産額の経済活動別の構成比では、製造業が21%と割合が高い。また、従業者数と事業所数についても各16.26%、10.13%（令和3年経済センサス活動調査）と全産業に占める製造業の割合が高いことが本県の特徴である。製造業については、特定の業種に偏ることなく多様な業種が幅広く集積している。

本県の製造業の令和2年度の製造品出荷額等は約12兆8,629億円である。産業別には、食料品製造業が約2兆565億円（15.9%）、輸送用機械器具製造業が約2兆232億円（15.7%）、化学工業が約1兆6,088億円（12.5%）、金属製品製造業が約7,310億円（約5.6%）、印刷・同関連業が約7,057億円（5.4%）、プラスチック製品製造業が6,743億円（約5.2%）の順となっている（令和3年経済センサス活動調査）。

さらに、本県は、自然環境が豊かで、加えて、食、酒、伝統工芸、歴史、伝統文化、スポーツ、各種体験など多彩な観光資源に恵まれて、これらの観光資源を生かした観光関連産業は、県内各地の雇用・経済を支えている。令和元年の本県の観光入込客数は、約1億3,459万人であり、令和3年8月時点で観光庁が定める「共通基準による観光入込客統計」に基づく調査結果を公表している32県中、本県は第2位となっている。

【人口分布の状況】

本県は、約733万人の人口を擁し、民間最終消費支出が約16兆円にも及ぶ。さらに、首都圏1都7県の人口は約4,436万人と日本の人口の約3分の1を占める巨大マーケットになっており、本県はその中央に位置する（県民経済計算 令和

2年度：名目）。

本県は、JR 高崎線や JR 宇都宮線、東武伊勢崎線、東武東上線、西武池袋線、西武新宿線などの県域を南北に延びる鉄道沿線を中心に発展し、昭和 40 年代以降、首都東京のベッドタウンとして大規模な住宅開発が進み、県南部を中心に人口が急増した。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県の人口は右肩上がりに増加を続けてきたが、今後、自然減が社会増を上回ることによって、人口減少に転じ、令和 12 年には約 720 万人となり、令和 22 年には 700 万人を下回ることが予想される。また、本県の 65 歳以上の高齢者は、令和 12 年（2030 年）には約 206 万人、令和 22 年（2040 年）には約 230 万人まで増加し、県民の 3 人に 1 人が高齢者となる見込みである（埼玉県 5 か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～（令和 4 年度～令和 8 年度））。現役世代人口が減少する中で、介護ニーズの高い 75 歳以上の高齢者人口が全国一のスピードで増加することが見込まれる。医療・介護ニーズの増大や、地域の担い手不足などが懸念され、社会そのものの在り方の転換を余儀なくされ、生産性の向上に向けた儲かる経済への転換が求められている。

また、最近では、豚熱や令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など本県が経験したことのない危機に見舞われた。

一方で、そうした危機が私たちの行動・意識・価値観に変化をもたらし、デジタル技術の活用を飛躍的に拡大・浸透させるなど、新たな社会生活への変革が進む契機にもなっている。また、「2050 年カーボンニュートラル」をわが国で宣言し、カーボンニュートラルへの対応を、経済成長の制約やコストではなく、産業構造の転換と力強い成長を生み出す機会と捉える動きも加速している。これら情勢の変化を踏まえ、本県でも令和 5 年 3 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、地球温暖化対策の推進において、環境と経済の好循環を目指している。経済発展が進む一方で、解決すべき社会的課題は複雑化しており、増大する社会保障費の抑制や持続可能な産業化の推進、温室効果ガス排出の削減などの対策が必要となっている。こうした時代の転換点に立つ本県が新たなスタートダッシュを切れるよう、県政運営の基礎となる「埼玉県 5 か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を令和 4 年 3 月に策定し、目指すべき将来像と今後 5 年間に取り組むべき施策を明らかにしている。

平成 29 年度に策定した前計画では、本県の製造業を中心とした産業構造を強みとして本県経済の成長を推進したが、本計画は、この強みに加えて、今般の社会

転換を契機に新たなビジネスに取り組む企業の取組を推進することで、本県の「稼げる力」を強化していく。

産業の地域経済の状況は以下のとおり。

【製造業】

本県の製造業のシェアは、事業所数で約 10.1%、従業員数は約 16.2%、売上金額は約 33.1%、付加価値額は約 21.7%であり、製造業を中心とした産業構造を形成している（令和 3 年経済センサス - 活動調査）。特に本県は、食料品製造業や輸送用機械器具製造業の製造品出荷額が多く、それらを支える優れた技術力を持つ金属加工業等が多く立地している。

AI や IoT などの先端的なデジタル技術の活用やサーキュラーエコノミーの取組が前提となる社会転換の中で、優れた技術力を有する県内企業が成長分野に進出し、さらに飛躍していける環境を整備していく。

【観光業】

本県の観光業は、多彩で魅力的な観光資源を背景に、令和元年の本県の観光入込客数は、約 1 億 3,459 万人であり、令和 3 年 8 月時点で観光庁が定める「共通基準による観光入込客統計」に基づく調査結果を公表している 32 県中、本県は第 2 位となっている。

豊かな自然・歴史・文化・食材・アニメなどの多彩な魅力、また、人口約 4,436 万人の首都圏の中心に位置し、交通アクセスに優れるという地理的優位性を生かして、周遊観光や宿泊を促す取組により観光消費額を増やし、地域経済の活性化を図る。

（２）経済的効果の目標

計画期間に 150 件の地域経済牽引事業が行われることを目指す。

この牽引事業が 5 年間で総額 9,996 百万円の直接的な付加価値を創出し、間接効果も含めるとその約 1.49 倍の 14,894 百万円の付加価値額を創出する。

【経済的効果の目標】

項目	現状 (R5.3 末)	計画終了後 (R11.3 末)	増加率
地域経済牽引事業による 付加価値創出額 (直接効果＋間接効果)	10,184 百万円	25,078 百万円	146%

(算定根拠)

・新規立地

平均 102 百万円/件の牽引事業を年 23 件、5 年間で 115 件実施

→付加価値額計 8,211 百万円

・事業拡大

平均 51 百万円/件の牽引事業を年 7 件、5 年間で 35 件実施

→付加価値額計 1,785 百万円

※開始年度によって計画最終年度の創出付加価値額は異なる

$(8,211 \text{ 百万円} + 1,785 \text{ 百万円}) \times 1.49 \text{ (倍)} = 14,894 \text{ 百万円}$

【5 (3) で指定する業種の経済的効果の目標 (指定する業種ごと)】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：食料品製造業	2,188 百万円	5,447 百万円	149%
業種：金属製品製造業	1,584 百万円	3,974 百万円	151%

(算定根拠 (指定する業種ごと))

①食料品製造業

・新規立地

平均 102 百万円/件の牽引事業を年 5 件、5 年間で 25 件実施

→付加価値額計 1,785 百万円

・事業拡大

平均 51 百万円/件の牽引事業を年 2 件、5 年間で 10 件実施

→付加価値額計 510 百万円

※開始年度によって計画最終年度の創出付加価値額は異なる

$(1,785 \text{ 百万円} + 510 \text{ 百万円}) \times 1.42 \text{ (倍)} = 3,259 \text{ 百万円}$

②金属製品製造業

・新規立地

平均 102 百万円/件の牽引事業を年 4 件、5 年間で 20 件実施

→付加価値額計 1,428 百万円

・事業拡大

平均 51 百万円/件の牽引事業を年 1 件、5 年間で 5 件実施

→付加価値額計 255 百万円

※開始年度によって計画最終年度の創出付加価値額は異なる

$(1,428 \text{ 百万円} + 255 \text{ 百万円}) \times 1.42 \text{ (倍)} = 2,390 \text{ 百万円}$

【任意記載の KPI】

項目	現状	計画終了後	増加率
新規地域経済牽引事業	139 件	289 件	108%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件全てを満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 5,468 万円（本県の 1 事業所当たり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査）を上回る見通しが立つこと。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 5.6%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 5.6%増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4.4%増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1.2%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）促進区域

該当なし

（２）区域設定の理由

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ① 県内の輸送用機械器具製造業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した食料品製造分野
- ③ 常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した物流関連分野
- ④ AI・IoT等を活用したDXにより生産性や付加価値等を高めるデジタル分野
- ⑤ カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー等に取り組む環境・エネルギー分野
- ⑥ 地域の多彩な観光資源と交通アクセスのよさを活用した観光分野

（２）選定の理由

- ① 県内の輸送用機械器具製造業、化学工業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業などの産業集積を活用した成長ものづくり分野

本県は、充実した交通・物流インフラや人口約4,436万人の首都圏の中央に位置すること、気候は温暖で台風や地震などの自然災害が比較的少ないこと、若い労働力が豊富であることなど、本県の立地優位性を背景に、製造業を中心とした産業集積がなされている。

具体的には、本県の製造業は多様な業種が幅広く集積しており、事業所数、従業者数ともに全国4位、売上高は全国7位となっている。

また、本県の製造業の令和2年度の製造品出荷額等は約12兆8,629億円である。産業別には、食料品製造業が約2兆565億円（全国第2位）、輸送用機械器具製造業が約2兆232億円（全国第9位）、化学工業が約1兆6,088億円（全国

第7位)、金属製品製造業が約7,310億円(全国第5位)、印刷・同関連業が約7,057億円(全国第1位)などとなっている(令和3年経済センサス-活動調査)。

本県では、平成17年1月に企業誘致大作戦により本格的に企業誘致を開始して以来、チャンスメーカー埼玉戦略、同戦略Ⅱ、同戦略Ⅲ、同戦略Ⅳ、企業誘致Soul-Saitama戦略と企業誘致を強力に推進し、令和5年9月末までに製造業、食料品製造業、研究所、本社・支社、流通加工業、外資系企業など1,318件の企業立地がなされた。食料品製造業を除く製造業の立地件数は、平成17年1月から令和5年9月末までの18年9か月間で688件であり、全体の半数を超える(52%)。

本県の特徴としては大手自動車メーカーやその傘下企業との取引を通じて次世代自動車の開発・製造に携わる輸送用機械器具製造業や金属製品製造業などの自動車関連企業、また、精密機器関連産業や医療用機器関連産業などが集積しており、これらの産業が有する高度なものづくりの技術とノウハウが今後の成長分野を支えていくことが見込まれる。

以上から、産業集積を活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を促進していく。

② 常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した食料品製造分野

本県的高速道路網は、放射路線の常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線と環状路線の圏央道、外環道が走っている。また、圏央道を茨城県、千葉県方面に行くと成田国際空港まで、東京都、神奈川県方面に行くと中央自動車道(中央道)と東名高速道路(東名高速)まで繋がり、本県を扇の要にして東北方面、北陸方面、関西方面への高速道路ネットワークが形成されている。このことから、本県から高速道路を利用すると、東京都心まで概ね40分(約30km)、千葉県千葉市、神奈川県横浜市までそれぞれ概ね1時間20分(約65km)、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市までそれぞれ概ね1時間30分(約110km)で到達可能である。

こうした東日本随一の交通の要衝であることと、巨大消費地である東京都に隣接していることを背景に、食料品製造業の立地が多い。本県の食料品製造業の製品出荷額(約2兆565億円)は、製造業中に占める割合が最も高い

(15.9%)。また、食料品製造業の立地件数は、平成17年1月から令和5年9月までの18年9か月間で169件(19.7%、全体857件)であり、製造業の業種別では立地件数が最も多い。

コンビニエンスストアや通信販売による食料品の小売販売額も増加している

こともあり、今後も付加価値額の高い食料品製造業の立地が見込まれる。食料品製造業の従業者数は、製造業中に占める割合が最も高く、最大の雇用創出をもたらしている。

以上から、交通・物流インフラを活用した食料品製造分野の地域経済牽引事業を促進していく。

③ 常磐道、東北道、関越道、首都高大宮線、圏央道及び外環道などの交通・物流インフラを活用した物流関連分野

前述②のとおり、6本の高速道路ネットワークにより本県の交通利便性は非常に優れている。

こうした東日本随一の交通の要衝であることを背景に、流通加工業の立地件数は、平成17年1月から令和5年9月までの18年9か月間で354件（26.9%、全体1,318件）である。

特に、圏央道沿線を中心に大型の物流施設の立地が相次いでいる。本県に立地される物流施設は、単なる倉庫ではなく関東もしくは東日本の流通の拠点として高機能かつ大規模化により投資額も大きくなっている。

また、物流施設では顧客の要望に応じて、ピッキングや包装などの加工作業が必要になり、近年のインターネットの普及による通信販売などの需要拡大等に伴い多頻度小口配送、短時間納品の要請に対応するため、大きな雇用効果が期待できる。

以上から、交通・物流インフラを活用した物流関連分野の地域経済牽引事業を促進していく。

④ AI・IoT等を活用したDXにより生産性や付加価値等を高めるデジタル分野

AIやIoTなどの先端的なデジタル技術の活用が前提となる社会への転換期を迎える中、生産性向上や付加価値創出の手段としてAIやIoT等の導入・活用は不可欠となっている。

本県では、令和3年3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定し、「社会全体のDXの実現による快適で豊かな真に暮らしやすい新しい埼玉県への変革」を目標に掲げた。この目標に向かい、10年先のデジタルによる社会全体の変革を目指した埼玉県の将来像がDXビジョンであり、幅広い対象や分野に対して、13の将来像を明確化している。

その中で、産業については「AIやIoTなどの先端的なデジタル技術の活用が前提となる社会への転換期を迎える中、急激な環境の変化に対応できるよう県内企業のDXを支援し、事業継続力と競争力を高める埼玉県への変革を目指す」とし、農業については「デジタル技術を活用することで、飛躍的に省力化・効

率化が進んだ収益性の高い農林業が展開される埼玉県への変革を目指す」と記載している。

県内企業の DX を推進し上述の将来像実現のため、埼玉県は令和 3 年 10 月に国、県、市、経済団体、金融機関などと連携して「埼玉県 DX 推進支援ネットワーク」を設立した。構成員 27 機関がワンチームとなって、中小企業のデジタル化や DX の推進を支援していく。

本県が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、新たな産業の育成や県経済をけん引する成長産業の誘致により、その集積を図ることが不可欠である。企業の「稼げる力」を高めるため、ポストコロナ社会に向けてデジタルトランスフォーメーションに取り組む県内企業に対し、AI・IoT 等のデジタル技術の活用について、企業の実情に応じた伴走支援を行う。AI・IoT 等のデジタル技術の活用は製造業、農林水産業など幅広い産業が取り組むことであり、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等本県経済のあらゆる領域の発展に寄与する。

また、本県においては、農林水産業の生産性向上、食品ロスの削減など、アグリテック・フードテックを活用して解決を図ろうとしている政策的課題が存在する。本県は、都心に近く消費者が多い、食品製造業が盛んであるなど、アグリテック・フードテック産業が成長する場として適した素地がある。こうした状況を踏まえ、農林水産業や食品産業と DX をマッチングし、新たなビジネスとして成長させることで高付加価値産業へと発展させる。

⑤ カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー等に取り組む環境・エネルギー分野

国内外の地球温暖化対策は、温室効果ガスの人為的排出と森林等吸収源による吸収量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）「カーボンニュートラル」の達成へとシフトしている。また、既に顕在化している気候変動の影響は、将来的にますます大きくなり、県民の生命や財産を守っていくためには気候変動に適応することが極めて重要である。

本県では、令和 5 年 3 月に改正した「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）」において、2050 年を達成時期とする本県が目指すべき将来像を「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」と定め、国や市町村はもとより県民や事業者とワンチームとなって、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーの効率的利用の促進に取り組むこととしている。また、カーボンニュートラルの実現に当たっては、県民や企業が環境負荷を低減して環境を守るとともに、技術革新やエネルギーの効率的利用の取組が経済成長につながる好循環を生み出すことを目指している。

他、本県では持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、「埼玉県廃棄物処理基本計画」を5年ごとに策定しており、現行の第9次埼玉県廃棄物処理基本計画では、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめに、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するために様々な施策に取り組んでいくことと定めている。

本県では資源の循環的・効率的な利用を図る循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進している。サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、民間企業と連携したイベントやセミナー等による普及啓発、令和5年6月に開所した「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」でのコーディネーターによるマッチング等の支援、サーキュラーエコノミー型のビジネスのリーディングモデル構築の3点の方向性で進めている。

リーディングモデルの構築に向けて、食品残さを活用した新製品開発等を行う「食のサーキュラーエコノミー」を重点分野の一つとしており、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉において、複数企業の参加による事業化に向けた研究会を開催するほか、県産業技術総合センター北部研究所を「食の再資源化トライアル拠点」と位置づけ、サーキュラーエコノミー推進センター埼玉と連携し技術的な支援を行っている。

また、令和5年度から県内中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型ビジネス創出補助金を新設するなど、財政的支援を実施している。

サーキュラーエコノミーに取り組む地域経済牽引事業の創出を図る。

⑥ 地域の多彩な観光資源と交通アクセスのよさを活用した観光分野

本県は首都圏に位置し、都心と結ばれた鉄道・交通網が充実するなど交通の要衝にあり、4千万人を超える大消費地を有している。また一方で、本県は自然環境が豊かで、加えて、食、酒、伝統工芸、歴史、伝統文化、スポーツ、各種体験など多彩な観光資源に恵まれている。更に近年、メッツァ（平成30年）や西武園ゆうえんちのリニューアルオープン（令和3年）など、全国的にも注目度の高い観光施設のオープン等が続いたことや、本県出身の渋沢栄一翁が主人公のNHK大河ドラマ（令和3年）が放送されたことなどは、本県の観光にとって追い風になっている。

その他、「あの日見た花の名前を僕達はまだ知らない。」や「心が叫びたがってるんだ。」（秩父市）、「らき☆すた」（久喜市）、「ヤマノススメ」（飯能市）など各市を舞台にした様々なご当地アニメの誕生を受けて、平成25年よりアニメを核としたイベント「アニ玉祭（アニメ・マンガまつり in 埼玉）」などを開催している。また、平成27年度からは、世界的に有名で春日部市にゆかりのある

「クレヨンしんちゃん」を「埼玉観光サポーター」として、国内外での本県観光のプロモーションに活用している。

本県が魅力ある観光地として選ばれ続け、観光関連産業を埼玉県経済を牽引する産業のひとつとして成長させるため、平成 23 年度に埼玉県の観光づくりについての基本理念をはじめ、県、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割や観光づくりに必要な事項を定めた「埼玉県観光づくり推進条例」を施行し、平成 24 年度に「埼玉県観光づくり基本計画」を策定した。

これに基づき、本県は首都圏からのアクセスの良さと自然の豊かさを併せ持つ本県の特性を生かした魅力的な体験型観光の創出の促進等により、何度も訪れたいくなる埼玉観光を確立するよう、観光地域づくり法人を中心に、県や市町村が連携して観光振興策に取り組んでいる。

多彩な観光資源を生かした観光関連産業は、周遊観光や宿泊を促す取組により観光消費額を増やし、県内各地の雇用・経済を支えている。また、その経済効果は、宿泊業や飲食業、運輸業といった分野だけでなく、製造業、農林水産業など幅広い分野における特色ある事業活動によって構成されることから、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等本県経済のあらゆる領域の発展に寄与する。

(3) 地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

- ① 食料品製造業
- ② 輸送用機械器具製造業に関連した金属製品製造業

(4) 指定の理由

- ① 本県の 2022 年の食料品製造業の製造品出荷額は全国第 1 位の 1 兆 9,566 億円であり、2017 年の 1 兆 7,380 億円から 12.6%伸びている。また、2022 年の付加価値額は全国第 1 位の 7,114 億円であり、2017 年の 6,287 億円からの伸び率 13.2%は、同時期の全国の伸び率 2.5%を大きく上回り、本県に強みのある業種である（2023 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）及び平成 30 年工業統計調査）。本業種は厳しい経済状況でも安定した事業の継続や成長が見込まれるほか、高い雇用効果が期待できる。

本県では県経済を活性化させる企業誘致を強力に進めていくことを目的とした埼玉県企業誘致戦略を策定している。本戦略にて食料品製造業を重点的誘致対象分野・業種に位置付け、県が交付する埼玉県産業立地促進補助金の補助上限額も引き上げるなど、食料品製造業の誘致活動を重点的に進めている。

- ② 本県の 2022 年の金属製品製造業の製造品出荷額は 5,406 億円であり、2017 年の 4,413 億円から 22.5%伸びている。また、2022 年の付加価値額は 1,903 億円であり、2017 年の 1,715 億円からの伸び率 10.9%は、同時期の全国の伸び率 3.5%を大きく上回り、全国上位に位置する本県に強みのある業種である（2023 年経済構

造実態調査（製造業事業所調査）及び平成 30 年工業統計調査）。輸送用機械器具製造業は、県内製造品出荷額に占める割合が 19.4%と最も高く、県において主要な産業である。

埼玉県企業誘致戦略では、輸送用機械器具製造業を重点的誘致対象分野・業種に位置付け、県が交付する埼玉県産業立地促進補助金の補助上限額も引き上げるなど、関連する業種の誘致活動を重点的に進めている。輸送用機械器具製造業は部品点数が多く裾野が広い業種であり、関連した金属製品製造業を支援することで重点的誘致対象分野全体の支援へつながる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備等に関する事項

① 補助制度等（県・市町村）

ア 埼玉県産業立地促進補助金

本県は企業立地等を促進するため、新たに県内に立地した企業を対象に、立地に伴い納付した土地・建物の不動産取得税相当額を補助金として交付する。（原則上限 1 億円）

イ サーキュラーエコノミー型ビジネス創出補助金等

本県は、県内中小企業等が連携して取り組むサーキュラーエコノミー型のビジネスの創出に係る経費等を補助する。

ウ 市町村による補助等

県内市町村においては、建設費等の投下固定資本額の一部補助、固定資産税・都市計画税相当額の一定期間の補助、市町村民の新規雇用や、太陽光発電などの環境配慮設備に対して一定金額を助成する制度もある。

② 埼玉県中小企業制度融資

ア 設備投資促進資金

対象：カーボンニュートラルの実現、DX の推進などに必要な設備投資

イ 産業創造資金（産業立地貸付）

対象：新たに本社・工場等を立地する場合の設備投資

（３）情報処理の促進のための環境の整備

① 自治体保有データのオープンデータ化の推進

本県ではオープンデータの活用を推進するため「埼玉県オープンデータポータルサイト」を開設し、県や市町村情報など行政が持つ人口データや施設情報など様々な情報を公開している。オープンデータは、加工・再利用など二次利用が可能であり、企業のマーケティングや商品開発などの新たなビジネス展開に活用できる。

令和３年１１月には県内全ての市町村でオープンデータの公開を開始しており、今後は公開データを拡大するとともに、このサイトを企業に周知して積極的な活用を促していく。

② 公設試験研究機関等が有する情報の提供

地域企業の技術力向上のために、産業技術総合センター、環境科学国際センター等が保有している情報のうち資料として開示可能なものをホームページ上で公開している。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題の相談やそれに対する解決策の提案については、まずは事業者に近い市町村の企業誘致所管課が、本県の調整が必要な事項については埼玉県産業労働部企業立地課が窓口となる。

企業立地課においては従来の企業誘致・フォローのための「ワンストップ窓口システム」を活用して庁内関係部局と連携・調整し、情報提供や制度整備を行っていく。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

① 人材確保に向けた支援

ア 企業人材サポートデスク

本県は、県内企業を人材確保の面から支援するため、埼玉しごとセンター内及びU-PLACE3 階川越市民サービスステーション内に設置している。相談員が相談に応じるほか、合同企業説明会やミニ面接会を開催している。

イ プロフェッショナル人材戦略拠点

本県では、企業の新たな事業展開に必要な「即戦力人材＝プロフェッショナル人材」を採用したいと考える県内中堅・中小企業のため、埼玉県産業振興公社内に「埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、民間職業紹介事業者と連携して、人材のマッチングを支援している。

ウ 職業訓練

本県は、人材育成のため高等技術専門校における新卒者・求職者・在職者向けの訓練、民間教育訓練機関等を活用した求職者向けの委託訓練を行う。

② 産業用地の確保に向けた支援

ア 未来を見据えた産業基盤の創出

本県では、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」を策定し、令和4年4月1日から運用を開始した。新たな方針では、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの一環として産業基盤づくりを周辺と一体のまちづくりへと発展させ、市町村と進出企業等が連携して地域課題の解決を図り、地域の持続的発展を実現する「未来を見据えた産業基盤」の創出を目指す。

また、「埼玉県5か年計画」や「まちづくり埼玉プラン」に位置付けられた「豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備」を推進していく。このため、都市計画と農林漁業との健全な調和を図りつつ、未来を見据えた産業基盤づくりを推進するための具体的な取組や配慮すべき事項のほか、市町村が進める産業基盤づくりへの本県の支援内容を定めている。

さらに、本県は、市町村が進める産業基盤づくりを積極的かつきめ細やかに支援し、官民の役割分担の調整を図り、スピード感のある産業基盤づくりに取り組むことで、埼玉の「稼げる力」の向上を図る。

なお、産業基盤づくりを検討する地域は、以下の（ア）、（イ）とする。

（ア）高速自動車国道や自動車専用道路のインターチェンジから概ね5kmの範囲

（イ）（ア）以外の一般国道及び車両の通行に支障がない県道等から概ね3kmの範囲

イ 高速道路ネットワークを最大限活用するためのアクセス道路整備

圏央道県内区間の全線開通や、圏央道の常磐自動車道（常磐道）接続、外環道の千葉区間の開通により、交通の要衝としての強みが飛躍的に拡大しており、さらに新大宮上尾道路や東埼玉道路といった広域的な幹線道路の整備も進められている。こうした本県の優位性を最大限に発揮し、安心・安全と、地域

の活性化につなげるため、ミッシングリンクの解消やインターチェンジへのアクセス改善などを計画的に実施し、広域的な道路ネットワークの強化を推進する。

③ GX の促進支援

県内企業等のサーキュラーエコノミーの推進のため、令和 5 年 6 月に「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」を開設した。サーキュラーエコノミー推進センター埼玉では、サーキュラーエコノミーに関する普及啓発、コーディネーターによるマッチング支援のほか、複数企業の参加による事業化に向けた研究会を開催するなど、県内企業等を支援する。支援に当たっては、国や経済団体、金融機関等と連携して実施する。

④ DX の促進支援

AI・IoT をはじめとしたデジタル技術が次々と実装されるなど、社会全体の DX が進展する中で、県内中小企業がビジネス環境の変化に対応することが重要となっていることから、県内企業のデジタル・DX 化を支援すべく体制整備。令和 3 年 10 月に国、県、市、経済団体、金融機関などと連携して「埼玉県 DX 推進支援ネットワーク」を立ち上げた。これまで各機関がそれぞれ提供していた支援サービスを一元化して情報発信するとともに、先進事例やデジタル活用に関わる情報の共有を図るなど、企業の様々なニーズに対応していく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～ 令和 10 年度（最終年度）
【制度の整備等に関する事項】		
① 補助制度等	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
ア 埼玉県産業立地促進補助金		
イ サークュラーエコノミー型ビジネス創出補助金等		
ウ 市町村による補助等		
② 埼玉県中小企業制度融資	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
ア 設備投資促進資金		
イ 産業創造資金		

【情報処理の促進のための環境の整備】		
① 自治体保有データのオープンデータ化の推進	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
② 公設試験研究機関等が有する情報の提供	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
ワンストップ窓口システム	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
【その他の事業環境整備に関する事項】		
① 人材確保に向けた支援 ア 企業人材サポートデスク	運用	運用 (必要に応じて制度改正)
イ プロフェッショナル人材戦略拠点		
ウ 職業訓練		
② 産業用地の確保に向けた支援 ア 未来を見据えた産業基盤の創出	運用	運用
イ 高速道路ネットワークを最大限活用するためのアクセス道路整備		
③ GX の促進支援	運用	運用
④ DX の促進支援	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、埼玉県産業技術総合センター、(公財)埼玉県産業振興公社、(公財)さいたま市産業創造財団、(公財)本庄早稲田国際リサーチパーク、国立研究開発法人理化学研究所、高等技術専門校、各市町村の商工会議所・商工会、金融機関などの支援機関、また地域に立地する大学・短期大学などがそれぞれの機能を十分に生かし、緊密に連携して、支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 埼玉県産業技術総合センター（川口市）、同北部研究所（熊谷市）

本県の公設試験研究機関である。技術相談を軸とし、技術支援（依頼試験、

機器開放等)、研究開発支援(受託研究、共同研究)、事業化支援(製品化支援、貸研究室等)を柱に県内中小企業のDX推進などの技術支援も実施している。また、北部研究所を「食の再資源化トライアル拠点」と位置づけ、食品廃棄物等を活用した新商品開発等の「食のサーキュラーエコノミー」に取り組む企業の技術的支援を実施している。

② (公財) 埼玉県産業振興公社(さいたま市)

本県の産業を振興し、中小企業の発展に寄与するための事業を行っている。

ア 先端産業支援センター埼玉

先端産業を中心に、技術相談、企業マッチング、法規制相談、技術提案受付、販路開拓、補助金の活用などの相談に無料で応じる。

イ 産学連携支援センター埼玉

企業と大学・研究機関が連携(産学連携)し、製品開発の実用化や加工技術の高度化に取り組みたい企業を支援する。

ウ 創業・ベンチャー支援センター埼玉

創業やベンチャー企業の成長を促進するためのアドバイザーによる相談やセミナー等を行う。

エ 知的財産総合支援センター埼玉

知的財産に関するワンストップ相談窓口として、各アドバイザーや専門家が様々な相談に対応、知的財産の普及啓発や人材育成を目的として各種セミナーを行う。

オ サーキュラーエコノミー推進センター埼玉

県内企業のサーキュラーエコノミーの取組を支援するワンストップ支援拠点として、技術相談、企業マッチング、法規制等への対応、販路開拓などの支援を行う。

カ 埼玉県DX推進支援ネットワーク(事務局)

令和3年10月に国、県、市、経済団体、金融機関などと連携して「埼玉県DX推進支援ネットワーク」を立ち上げた。

③ （公財）さいたま市産業創造財団（さいたま市）

さいたま市の都道府県等中小企業支援センターとして、市内中小企業者、創業者、創業予定者の多様な課題に対して、経営・技術支援、地域経済の動向に関する調査分析、各種講座・セミナー等を実施し、専門的な解決策を提供する。また、研究開発型ものづくり企業が新事業を創出できるよう、ビジネスマッチング促進や海外市場・医療分野等の新たな領域への事業展開を支援する。

④ （公財）本庄早稲田国際リサーチパーク（本庄市）

本庄地方拠点都市地域において、次世代型地域づくりのモデル都市構築を志向し、国際的な科学技術革新を先導する産学官連携による学術研究都市づくりを進めるとともに、併せて、新産業・新技術の創出等による地域産業の振興や、企業・住民の研究・教育活動への支援を行う。

⑤ 国立研究開発法人理化学研究所（和光市）

日本で唯一の自然科学の総合研究所として、物理学、工学、化学、数理・情報科学、計算科学、生物学、医科学などに及ぶ広い分野で研究を進めている。本県とは地域産業の振興に関して相互協力に関する協定を取り交わしている。

また、研究成果を社会に普及させるため、大学や企業との連携による共同研究、受託研究等を実施しているほか、知的財産等の産業界への技術移転にも積極的に取り組んでいる。

⑥ 埼玉県立高等技術専門校（中央校（上尾市）、川口校、川越校、熊谷校、秩父分校、春日部校）、職業能力開発センター（さいたま市）

中小企業の個別ニーズに応じて、内容や日程等を設定できる在職者向けのオーダーメイド型技能講習や講師派遣型技能講習などを実施する。

⑦ 大学・短期大学

県内には 56 の大学・短期大学が立地しているため、事業内容に応じた連携を図り、その知見を活用する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や埼玉県環境基本条例の基本理念である「現在及び将来の県民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進され、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように」十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、環境影響評価制度などの適切な運用を図るとともに、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業と行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

そのため、埼玉県環境基本計画等に基づき、次のような取組を行う。

【具体的な取組例】

- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づく大気、公共用水域・地下水、土壤の汚染の防止、騒音、振動、悪臭の防止のための対策を実施する。
- ・公害苦情相談員の活用により、公害に係る苦情や紛争を迅速かつ適切に処理するとともに、公害発生の原因者に公害防止の対策を指導するなどして紛争の解決に努めている。
- ・資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量、再資源化、公共関与による環境産業の集積、最終処分場の確保、リサイクル技術の高度化、不法投棄など不適正処理の防止、産業廃棄物の大量堆積の改善などを進める。
- ・工場等の水利用の合理化を推進するとともに、地下水採取規制においては地盤沈下の監視を行い、水環境の健全化と地盤環境の保全を図る。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、埼玉県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、自然公園法に規定する国立公園、県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域においては、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接

あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、地方環境事務所及び県環境部と十分に調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、それらの保全を図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の実施によって犯罪・交通事故等が増加することがないよう、県民が安心・安全に暮らせる地域社会をつくることが重要である。

そのため、県、市町村、事業者、地域住民が積極的に連携・協働して埼玉県防犯のまちづくり推進計画等に基づき、次のような取組を行う。

【具体的な取組例】

- ・ 事業者等に対して、事業の種類に応じた適切な防犯対策を講じられるよう、犯罪情報の提供、防犯指導、防犯協定の締結などを通じた防犯意識の啓発など、日常的に防犯活動が継続されるよう支援する。
- ・ 防犯に配慮したまちづくりに向けた道路や公園等の整備及び維持管理を推進し、公共空間の防犯性のさらなる向上に取り組む。
- ・ 子供を犯罪被害から守るため地域ぐるみで子供の安全を確保する体制をさらに強化するとともに、学校等の安全管理体制等の整備を積極的に支援する。また、子供の危機回避能力を高めるため学校等における防犯教育等をさらに充実させる。
- ・ 高齢者を狙った特殊詐欺、サイバー犯罪に対しては、被害の対象となる高齢者等への注意喚起を実施するほか、女性に対する性犯罪やストーカー等に対しては、女性の安全安心ネットワークを活用するなどして被害防止の啓発を推進する。

(3) PDCA 体制の整備

本計画及び承認地域経済牽引事業計画の進捗状況については、毎年度、埼玉県及び促進区域の市町村が参加する地域未来投資促進連絡会議を開催して承認地域経済牽引事業の進捗状況や経済的効果を検証、併せて基本計画や当該事業の見直しなどについて協議する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

行わない。

今後、「重点促進区域」を設け、土地利用調整が必要な状況となった場合には、変更申請で対応する。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

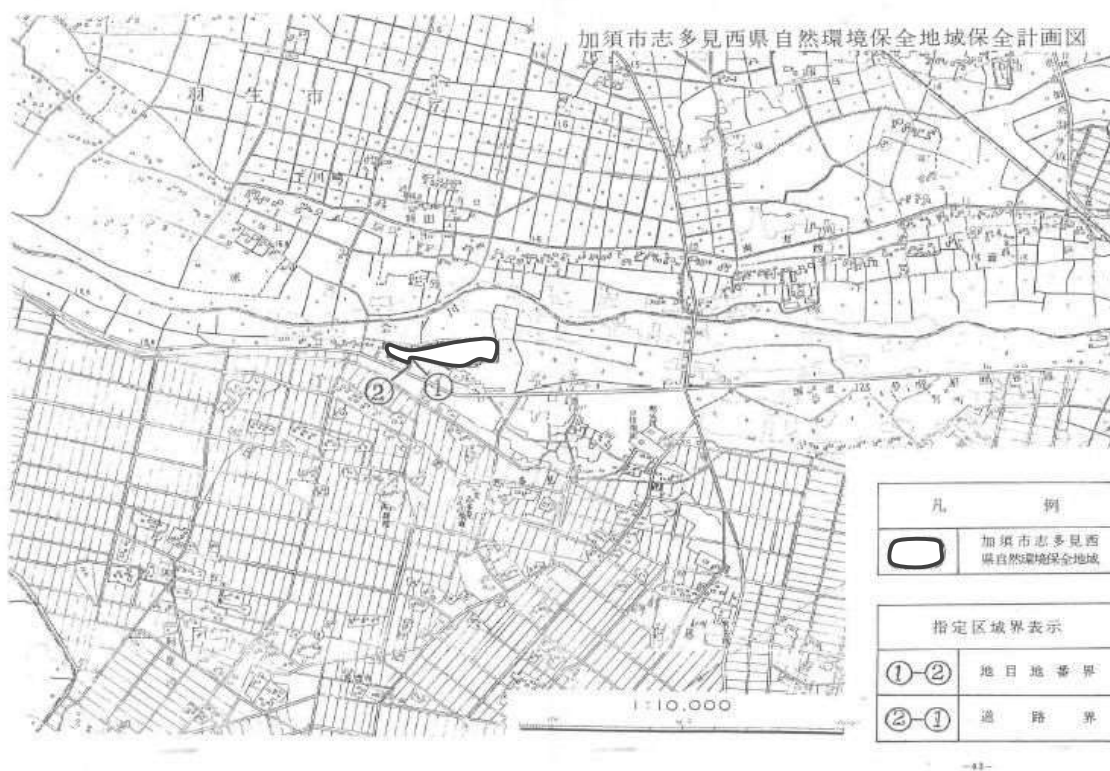
「埼玉県基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

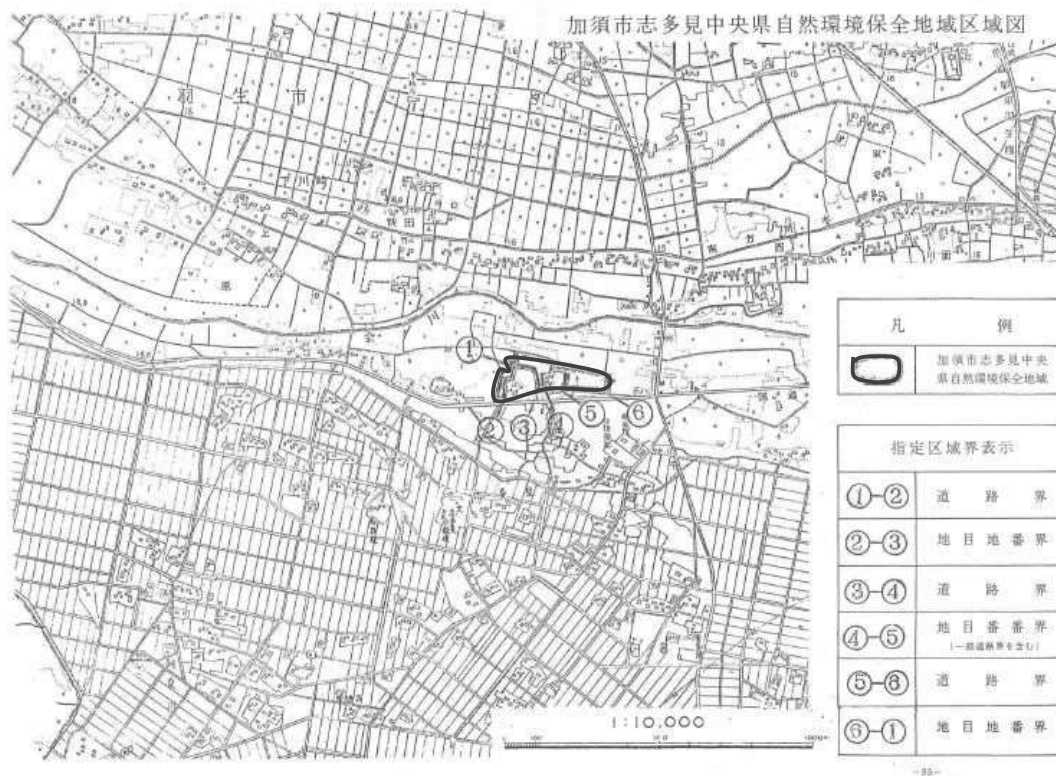
（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

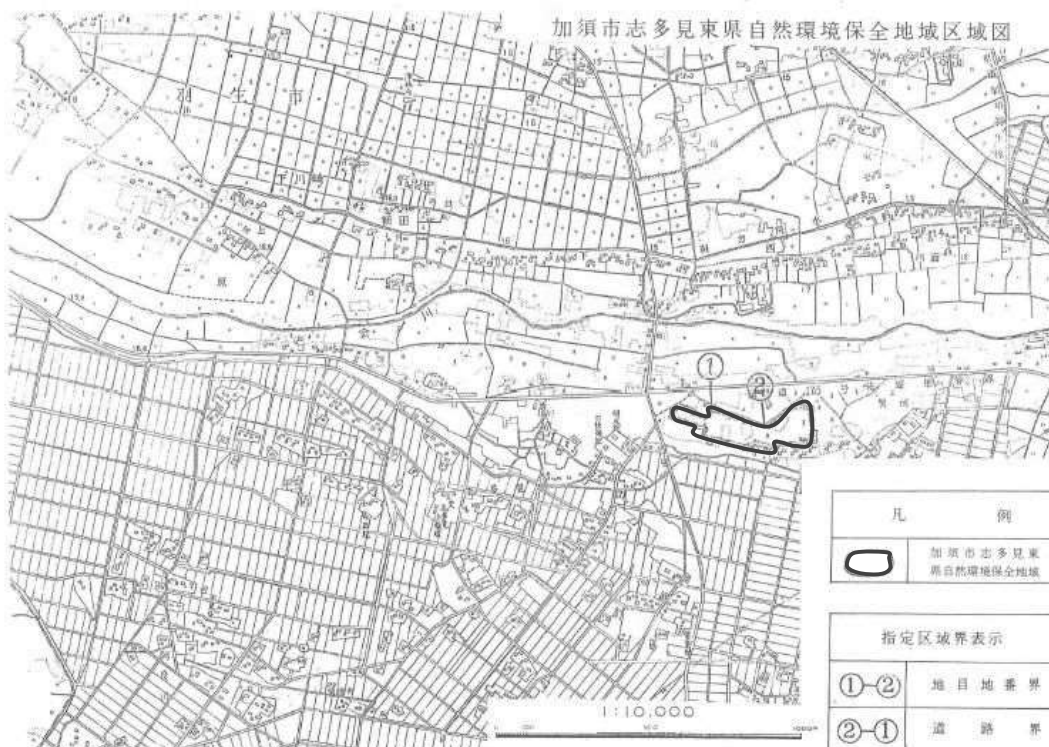
県自然環境保全地域

番号	保全地域名	所在地	保全地域全体 (ha)	特別地区 (ha)	野生動植物 保護地区 (ha)
1	ときがわ町道元平県自然環境保全地域	比企郡ときがわ町大字 田黒字滝の入の一部	2.00	2.00	2.00
2	加須市志多見西県自然環境保全地域	加須市志多見字中川 面の一部	2.00	-	-
3	加須市志多見中央県自然環境保全地域	加須市志多見字中川 面の一部	2.43	-	-
4	加須市志多見東県自然環境保全地域	加須市志多見字深町 の一部	4.46	-	-
5	熊谷市大沼県自然環境保全地域	熊谷市小江川字大犬 塚の一部、須賀広字大 犬塚の一部、字西原の 一部、柴字下原の一 部、字塚越の一部	10.00	-	-
6	三芳町多福寺県自然環境保全地域	入間郡三芳町大字上 富字木の宮の一部	20.10	-	-
7	小鹿野町ようばけ県自然環境保全地域	秩父郡小鹿野町長留 字サスの一部	12.30	10.30	-
8	小鹿野町滝前県自然環境保全地域	秩父郡小鹿野町両神 小森字挽板の全域、字 滝前の全域、字紫小屋 の一部	293.00	-	-
9	小鹿野町般若県自然環境保全地域	秩父郡小鹿野町般若 字諏訪久保の一部、字 麻平の一部、字柿久保 の一部、字聖天の一部	16.80	8.20	-
10	小鹿野町尾の内県自然環境保全地域	秩父郡小鹿野町河原 沢字皆和田の一部	115.00	115.00	-
11	秩父市女形県自然環境保全地域	秩父市上吉田字向堂 の一部	4.31	4.31	4.31
12	秩父市田中山県自然環境保全地域	秩父市下吉田字田中 山の一部	10.71	5.06	5.06
13	秩父市白砂県自然環境保全地域	秩父市大字吉田久長 字小鹿原の一部、字大 久保の一部、字葉朽岩 の一部	6.00	6.0	-
14	嵐山町杉山県自然環境保全地域	比企郡嵐山町大字杉 山字中窪の一部、字上 城の一部、字鷹城の一 部、字城山の一部	14.00	-	-
15	蓮田市下沼県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜字十 九町の一部	2.50	-	-
16	蓮田市上沼県自然環境保全地域	蓮田市大字黒浜字上 沼の一部	2.63	-	-
	合計		518.24	150.87	11.37

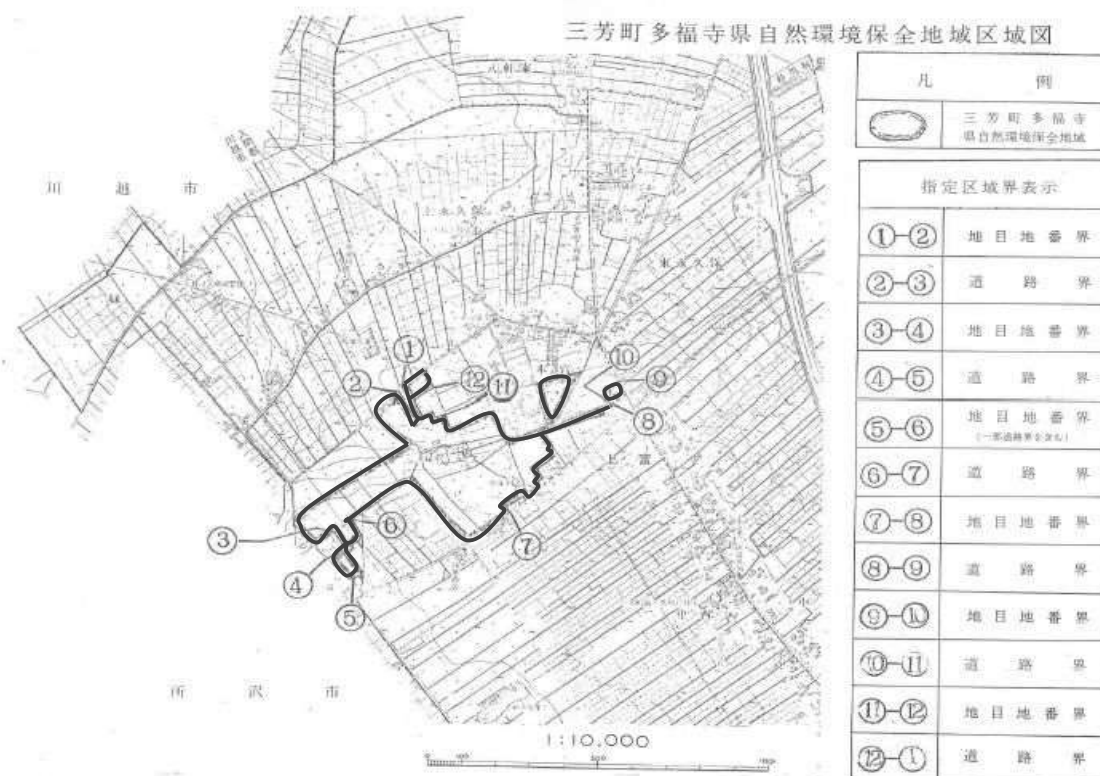




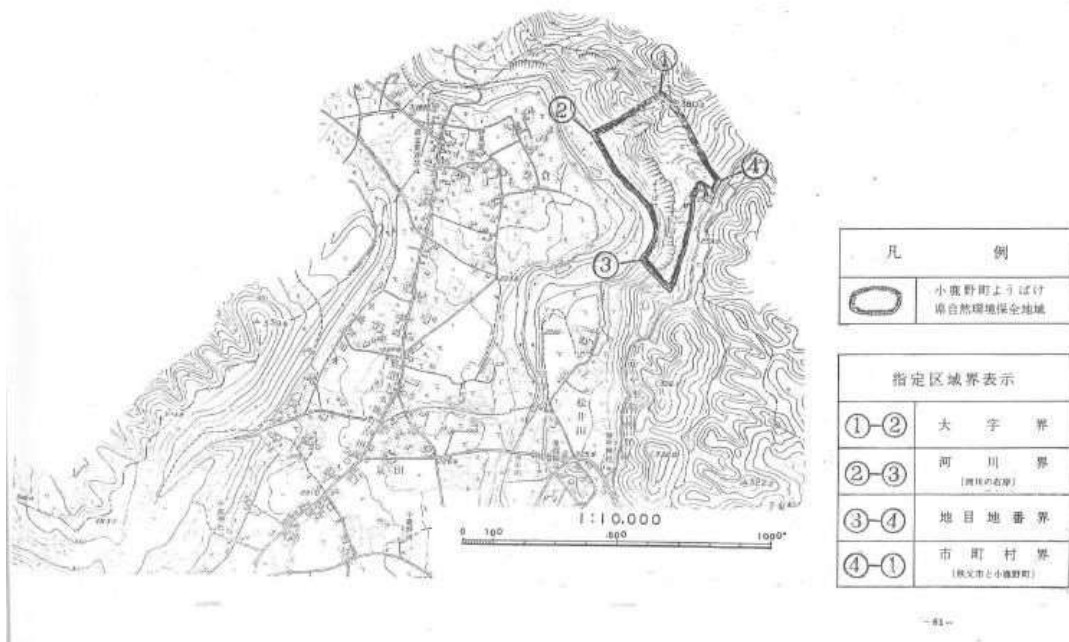
-35-



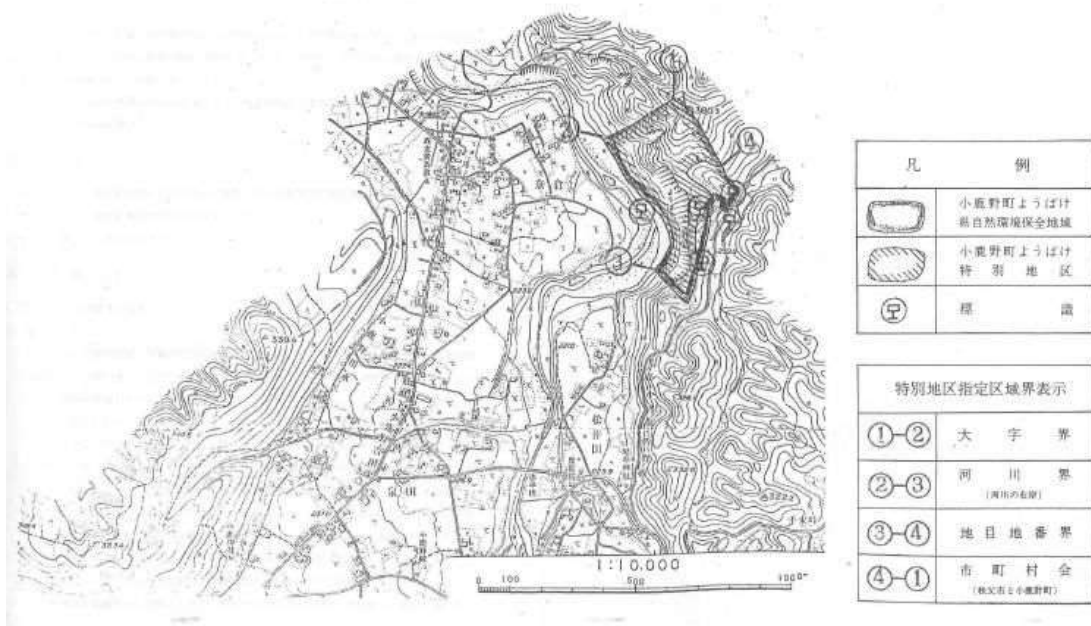
-37-

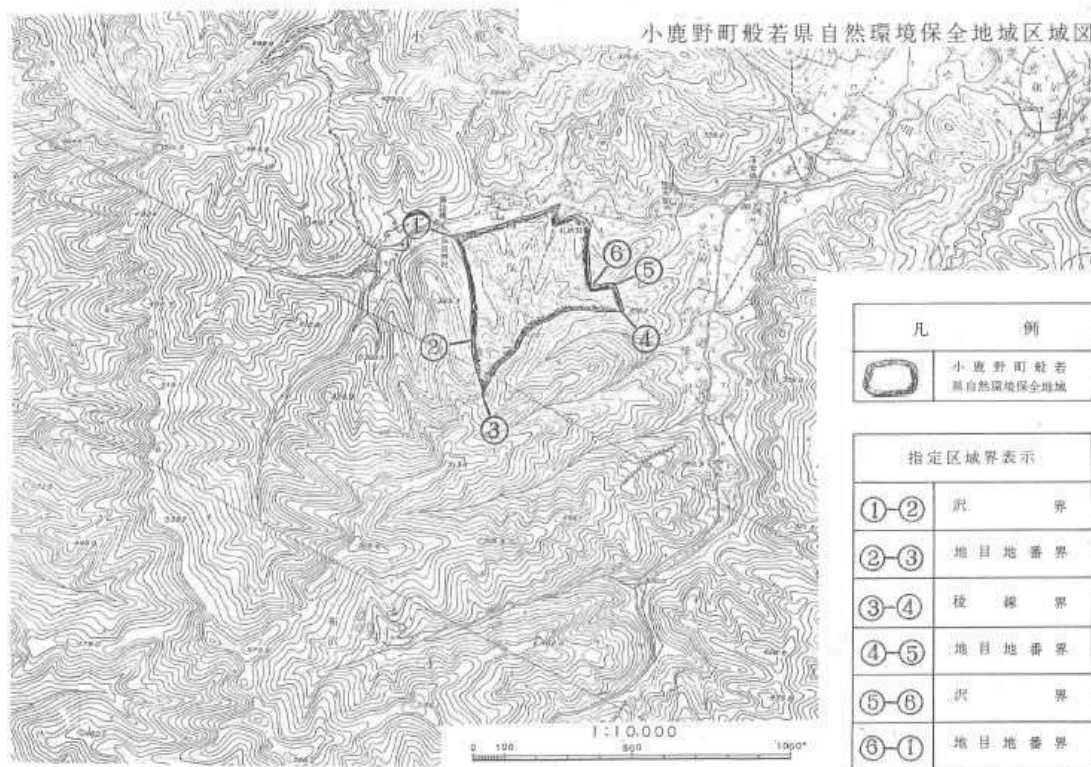


小鹿野町ようばけ県自然環境保全地域区域図

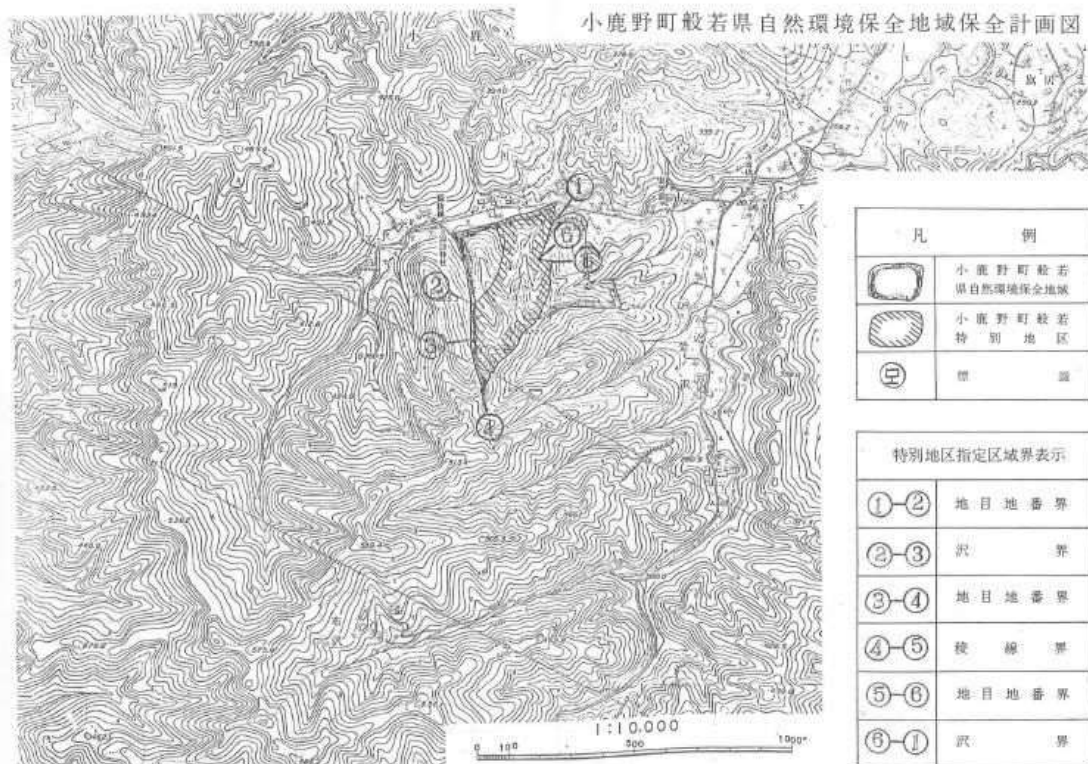


小鹿野町ようばけ県自然環境保全地域保全計画図





小鹿野町般若県自然環境保全地域保全計画図



小鹿野町尾の内県自然環境保全地域区域図



吉田町女形 県自然環境保全地域区域図



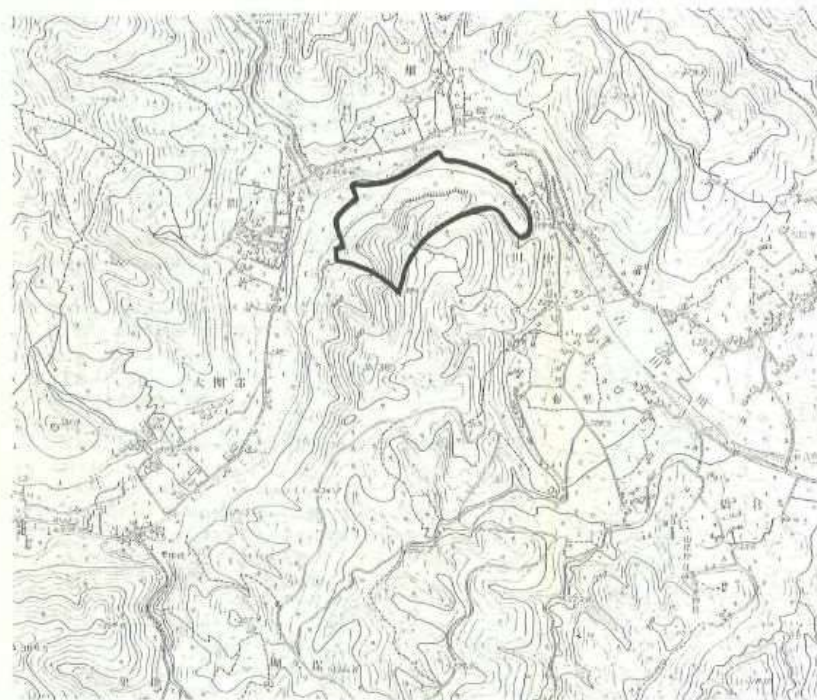
$\frac{1}{10,000}$

凡	例
	吉田町女形 県自然環境保全地域

指定区域界表示	
①-②	小尾根界
②-③	鞍線界
③-①	地番界

-136-

吉田町田中山 県自然環境保全地域区域図



$\frac{1}{10,000}$

凡	例
	吉田町田中山 県自然環境保全地域

指定区域界表示	
①-②	地目地番界
②-③	沢界
③-④	地巻界
④-①	沢界

-128-

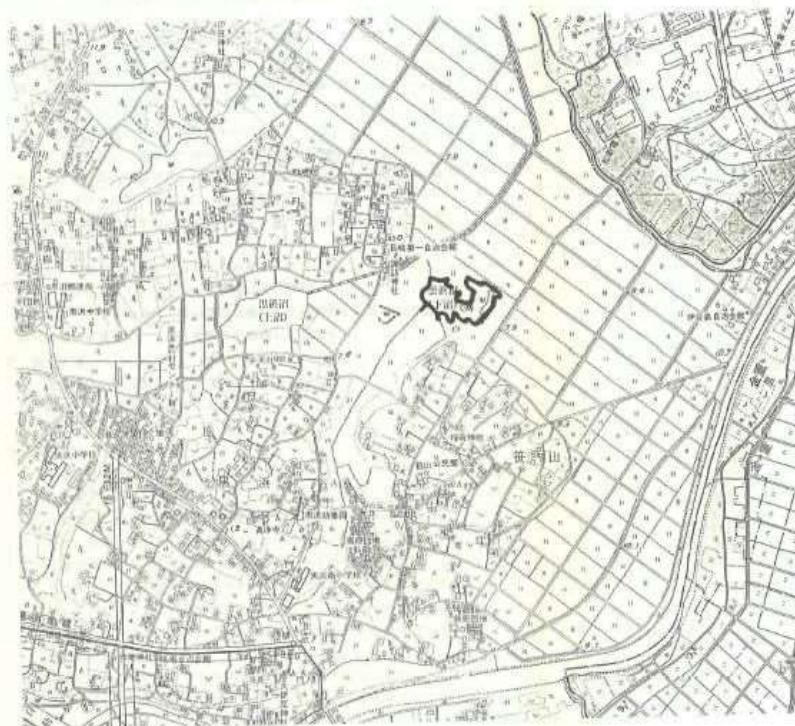
吉田町白砂県自然環境保全地域区域図



嵐山町杉山県自然環境保全地域区域図



蓮田市下沼 県自然環境保全地域区域図

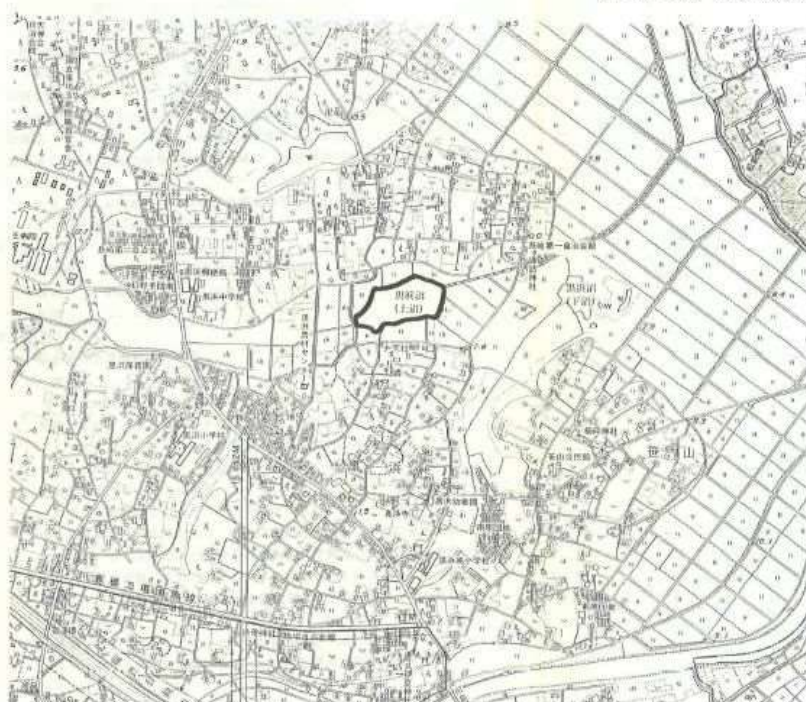


凡 例	
	蓮田市下沼 県自然環境保全地域

指定区域界表示	
①-②	沼 界
②-①	沼 界

-118-

蓮田市上沼 県自然環境保全地域区域図



凡 例	
	蓮田市上沼 県自然環境保全地域

指定区域界表示	
①-②	沼 界
②-①	沼 界

- 112 -

自然公園法に規定する国立公園、県立自然公園

■ 国立及び自然公園区域



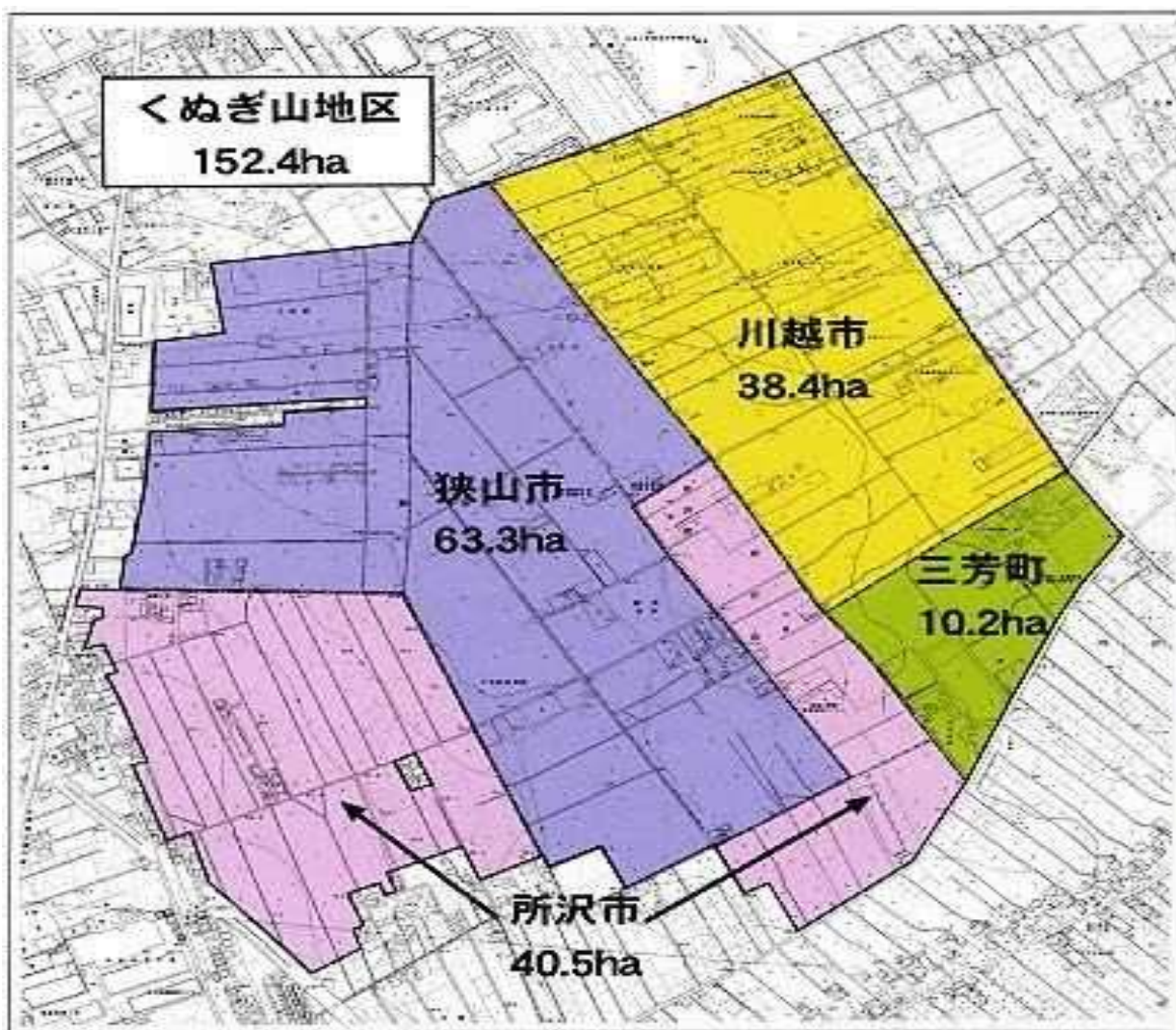
第3回自然環境保全基礎調査

The 3rd National Survey on the Natural Environment

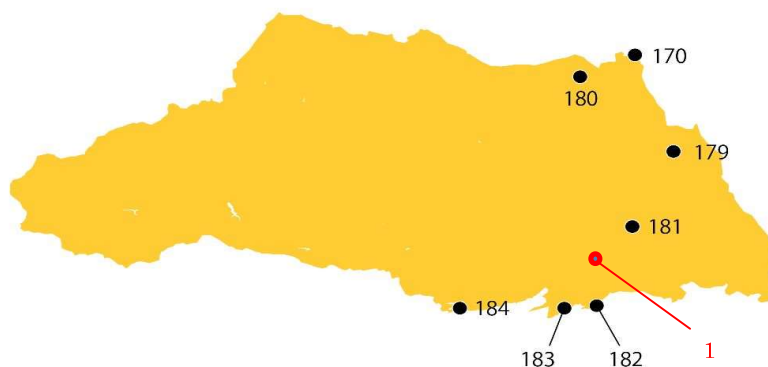
[illegible][illegible]

自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域

【くぬぎ山：川越市、所沢市、狭山市、三芳町】



生物多様性の観点から重要度の高い湿地



番号	市町村	湿地名	ふりがな
170	加須市	渡良瀬遊水地および周辺水田	わたらせゆうすいちおよびしゅうへんすいでん
179	北葛飾郡杉戸町	杉戸町の遊水池	すぎとまちのゆうすいち
180	羽生市	宝蔵寺沼	ほうぞうじぬま
181	南東部の市町	見沼代用水	みぬまだいようすい
182	和光市	白子川流域の湧水群	しらこがわりゅういきのゆうすいぐん
183	新座市	妙音沢の大沢・小沢	みょうおんざわのおおさわ・こさわ
184	入間市など	狭山丘陵周辺の湿地	さやまきゅうりょうしゅうへんのしっち

シギ・チドリ類渡来湿地

1 大久保農耕地 / ムナグロ